

○容器検査所廃止届（容器則）

根拠法令

- ・法第56条の2 容器則第39条

適用

- ・容器検査所の再検査の業務を廃止した場合

必要書類

1. 容器検査所廃止届書（容器則様式第9）
2. 容器検査所登録票
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外が届出手続きを行う場合）

<留意事項>

※容器検査所の登録票を紛失した場合は、発見後速やかに返納する旨の念書を提出すること